

令和 9 年度 三豊市保育施設・認定こども園（保育所枠） 利用案内



お問い合わせ

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
三豊市健康福祉部 保育幼稚園課
T E L 0875-73-3036
F A X 0875-73-3023
E-Mail hoiku@city.mitoyo.lg.jp

1. 保育所・小規模保育事業所・認定こども園の違い

区分	保育所	小規模保育事業所	認定こども園	
			保育所枠	幼稚園枠
対象年齢	0 歳児～5 歳児	0 歳児～2 歳児	0 歳児～5 歳児	3 歳児～5 歳児
利用条件	保護者の就労などの事由により、子どもを保育できない場合に利用できます。			保護者の就労などにかかわらず、誰でも利用できます。

※施設により、受入月齢、年齢が異なります。(18. 三豊市内の保育施設等一覧(裏表紙)参照)



2. 保育施設等を利用できる方

保育施設等（保育所・小規模保育事業所・認定こども園 [保育所枠]）は、保護者が就労や妊娠・出産などの事由により家庭で保育ができない場合に、小学校入学前の子どもを保護者に代わって保育する施設です。

保育施設等は、次の項目をすべて満たす方が利用できます。

- (1) 原則、申請対象の子ども及び保護者が三豊市内に住民登録されていること。
 - (2) 保護者のいずれもが次の表の「保育を必要とする事由」に該当していること。
- なお、表の事由に該当しなくなった場合は、利用解除(退所・退園)となります。

保育を必要とする事由 (認定事由)	保護者の状況	利用できる期間
就労	月 60 時間以上の就労をしている	就労が継続している間
妊娠・出産	母親が産前産後である	分娩予定月の前後 2 か月 (合計 5 か月間)
疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで
親族の介護・看護	親族を常に介護・看護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで
求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	3 か月間
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると市が認める場合	必要な期間
育児休業	既に保育サービスを利用している子どもが、育児休業取得中に継続で利用する必要がある場合	原則、生まれた子が 1 歳に達する月の末日まで
その他市が認める場合	上記以外の事由で児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	必要な期間

3. 認定とは

幼稚園や保育施設等を利用するには、次の表のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設				
		保育所	小規模保育事業所	認定こども園		幼稚園
				保育所枠	幼稚園枠	
1号	満3歳以上で、小学校就学前の子ども				○ 〔公立は3歳児から受入〕	○ 〔3歳児から受入〕
2号	満3歳以上で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する小学校就学前の子ども	○	○ 〔2歳児クラスのみ受入〕	○		
3号	満3歳未満で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する子ども	○	○	○		

4. クラス年齢について

クラス年齢	生年月日
0歳児	2026年（令和8年）4月2日～
1歳児	2025年（令和7年）4月2日～2026年（令和8年）4月1日
2歳児	2024年（令和6年）4月2日～2025年（令和7年）4月1日
3歳児	2023年（令和5年）4月2日～2024年（令和6年）4月1日
4歳児	2022年（令和4年）4月2日～2023年（令和5年）4月1日
5歳児	2021年（令和3年）4月2日～2022年（令和4年）4月1日



5. 保育時間について

「保育を必要とする事由」や「保護者の就労状況など」に応じて「保育短時間（1日最長8時間）」又は「保育標準時間（1日最長11時間）」のいずれかに認定されます。

認定区分	保育を必要とする事由
短時間	就労、妊娠・出産、疾病・障がい、親族の介護・看護、災害復旧、就学、虐待・DV、その他市が認める場合、 求職活動、育児休業
標準時間	就労、妊娠・出産、疾病・障がい、親族の介護・看護、災害復旧、就学、虐待・DV、その他市が認める場合

認定区分	保育時間	
短時間	平日	8時30分～16時30分
	土曜日	私立：8時30分～16時30分 公立：8時30分～12時30分 《高瀬南部こども園(仮称)と松崎こども園は、8時30分～16時30分》
標準時間	平日	7時30分～18時30分 《認定こども園 虹ヲわたりは、7時00分～18時00分》
	土曜日	私立：7時30分～18時30分 《認定こども園 虹ヲわたりは、7時00分～18時00分》 公立：7時30分～12時30分 《高瀬南部こども園(仮称)と松崎こども園は、7時30分～18時30分》

※ 土曜保育を利用できるのは、保護者の方が就労などの認定事由で保育できない場合のみです。

《備考》

- ・ いずれの認定区分の場合も、最長の保育時間で保育するとは限りませんのでご注意ください。実際の保育時間は、保護者の就労時間などを考慮して、保護者と利用施設との調整により決定します。
- ・ 保育施設等は、就労などの事由で「**保育を必要とする時間**」のみ、子どもを保護者に代わって保育する施設です。買い物など、保護者の私的な用事で保育することはできませんので、あらかじめご了承ください。

6. 延長保育について

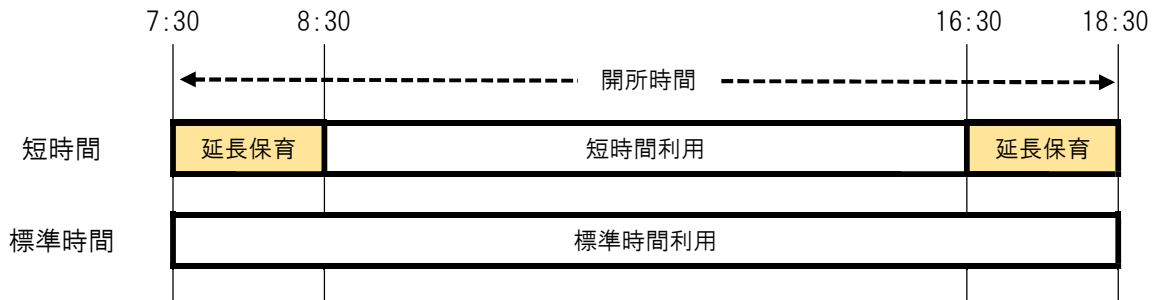
保育時間を超えて延長保育の利用を希望する場合は、事前に利用施設へご相談ください。
延長保育は、月額保育料とは別に延長保育料が発生します。

公立保育所、公立認定こども園

※延長保育料は1日の合計時間ではなく、8時30分より前と16時30分を超えた分のそれぞれで、1時間あたり100円が必要です。(1時間に満たない場合も100円)

(例) 短時間認定の子どもが8時18分～16時46分まで利用した場合の延長保育料は、200円です。
200円(内訳: 8時18分～8時29分…100円、16時31分～16時46分…100円)

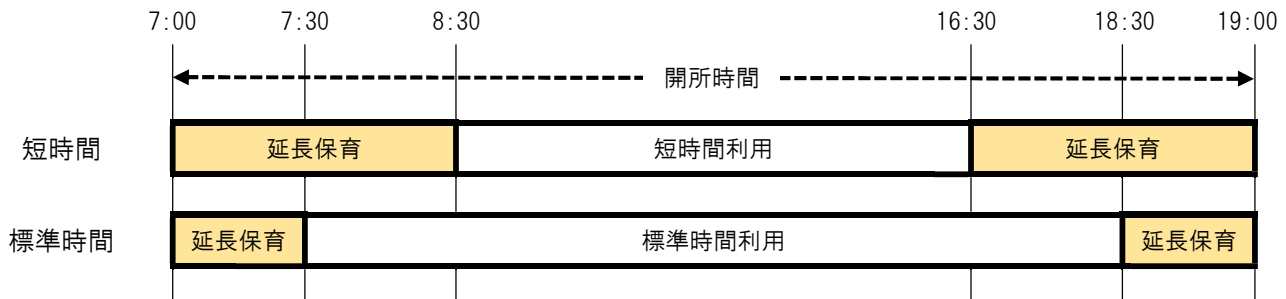
平日の延長保育時間



私立保育所・私立認定こども園及び小規模保育事業所

延長保育料については、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

(例) 開所時間が7時00分～19時00分、標準時間設定が7時30分～18時30分の施設の場合



7. ならし保育について

初めての集団生活は、子どもにとって心身に大きな変化があります。
入所(園)後は、子どもが安心して集団生活に慣れていけるように『ならし保育』を行っています。
期間は子どもの状況や施設によって異なりますが、通常3週間程度です。



8. 利用申込について

- ◆ 保育施設等の利用希望者は、現在利用中の方も含め、毎年度の申し込みが必要です。
- ◆ 利用申込には、「教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」の表面上段に記載されている同意事項に同意が必要です。
- ◆ 申込書類が揃っていない場合は、入所(園)選考を行うことができませんのでご注意ください。
- ◆ 利用申込したものの入所(園)できず、育児休業を延長し育児休業給付金の支給期間を延長する際には、「市が発行する入所保留通知書」と「利用申込書の写し」が必要です。
申し込み後は、提出された利用申込書の写しをお渡しすることはできません。
提出前に必ずご自身で写しを取って保管するようにしてください。
なお、育児休業給付金の詳細は、お勤め先又はハローワークにお問い合わせください。
- ◆ 年度途中での転所(園)は難しいため、申し込みの際は十分ご検討ください。
- ◆ マイナポータルサイトからも申し込みできます。
- ◆ 日曜日、休日、祝日、年末年始は休所(園)します。
なお、事前連絡により特別に休所(園)することがあります。
- ◆ 申し込み状況により、年齢の違う子どもと一緒にクラスになることがあります。
- ◆ 施設により違いはありますが、入所(園)式・親子遠足・保育参観・運動会・生活発表会・修了式などの行事があります。

(1) 受付期間・受付場所について

- ・先着順ではありませんので、受付期間内に申し込みください。
- ・受付時に、利用申込書類を持ってこられた方の本人確認をします。
本人確認書類(マイナンバーカードなど)をお持ちください。



年度当初(4月)からの利用希望受付

- ・2次募集は、受け入れが可能な施設のみ選考の対象となります。

	受付期間	受付場所	結果通知(予定)
1次募集	令和8年11月2日(月) ～ 11月20日(金)	利用希望の保育施設等 又は 保育幼稚園課(市役所3階)	令和9年1月下旬
2次募集	令和8年12月1日(火) ～ 令和9年2月5日(金)	保育幼稚園課 (市役所3階)のみ	令和9年2月下旬

《受付時間》利用希望の保育施設、こども園：開所(園)時間内
保育幼稚園課窓口(市役所3階)：開庁時間内

年度途中(5月以降)からの利用希望受付

- ・0～2歳児の年度途中での利用は、申込者数が多く例年入所(園)が難しい状況です。ご了承ください。

受付期間	受付場所	結果通知(予定)
令和8年12月1日(火)～利用希望月の前々月25日まで (例) ① 5月1日からの利用希望 ⇒ 申込締切：3月25日まで ② 6月1日からの利用希望 ⇒ 申込締切：4月23日まで ※ 25日が市役所閉庁日の場合、その前の開庁日 ③ 7月16日からの利用希望(「小規模保育園ひまわり」0歳児のみ月途中可) ⇒ 申込締切：5月25日まで	保育幼稚園課 (市役所3階)のみ	利用希望月の 前月上旬

《受付時間》保育幼稚園課窓口(市役所3階)：開庁時間内

(2) 利用申込に必要な書類について

※利用申込書類の内容が事実と相違する場合は、
保育施設等を利用できなくなる場合があります。

全ての方が必要な書類

様式は、市ホームページにも掲載しています。ご利用ください。

① 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（様式第1号）

※記入された施設のみについて選考します。

“利用希望施設”には、複数の施設を記入することをおすすめします。

② 次の表で、該当する必要書類《保護者一人につき1部》

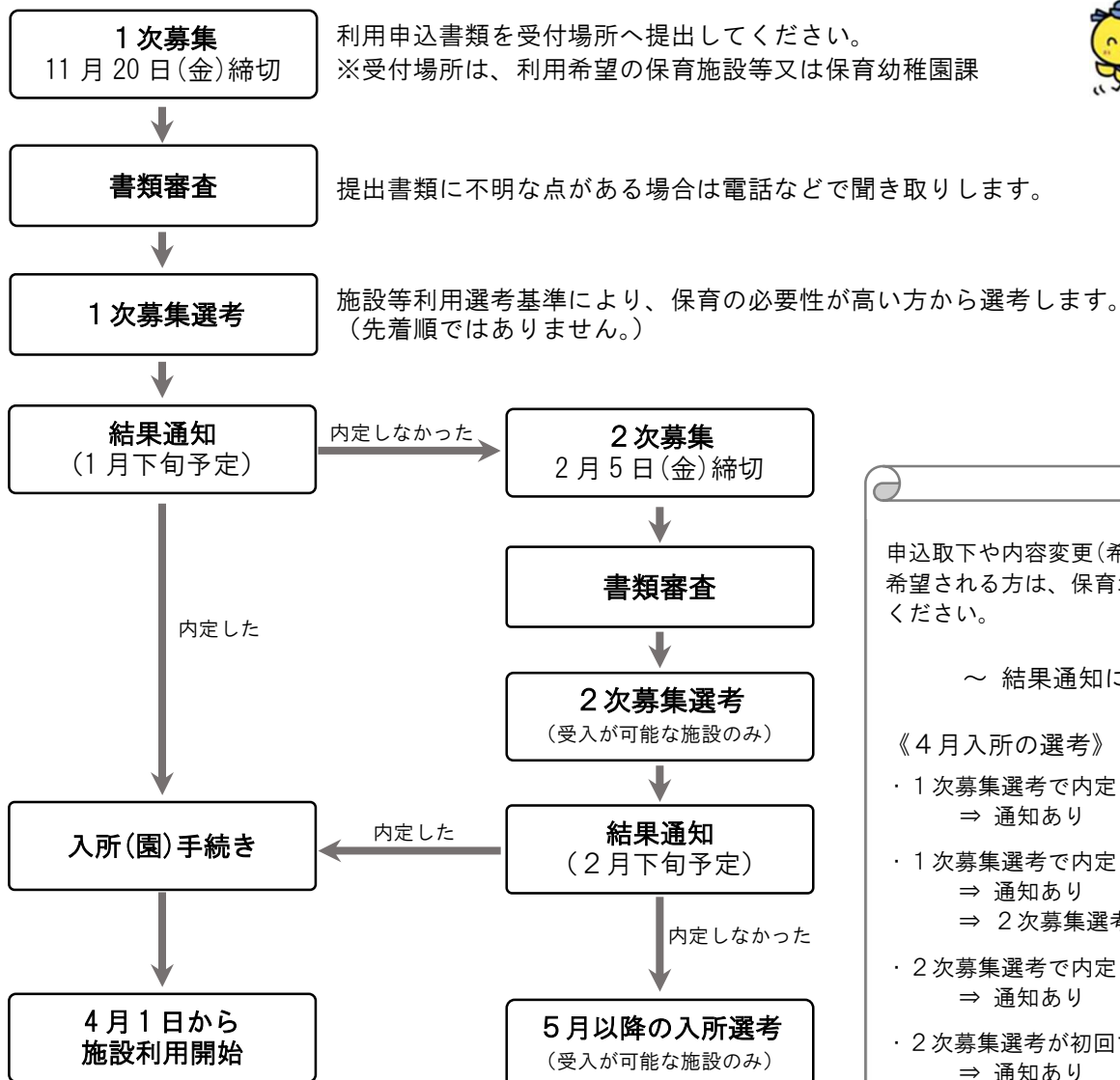
保育を必要とする事由 (認定事由)	保護者の状況	必要書類 (保育が必要であることを証する書類)
就労	月 60 時間以上の就労をしている	就労証明書
妊娠・出産	母親が産前産後であること	母子手帳(写し) (保護者名が確認できる「表紙」と 「分娩予定日」のページ)
疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	診断書又は障害者手帳(写し)
親族の介護・看護	親族を常に介護・看護することが必要で、保育が困難な状態	状況申立書と診断書等
災害復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	罹災証明等
求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	求職活動申出書
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学証明書と 就学時間が確認できる書類
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると市が認める場合	それが確認できる書類
育児休業	既に保育サービスを利用している子どもが、 育児休業取得中に継続で利用する必要がある場合	育児休業期間が記載された 就労証明書 ※転入予定者は在(園)証明書
その他市が認める場合	上記以外の事由で児童福祉等の観点から、 特に保育の必要性が高いと判断した場合	それが確認できる書類

該当する方のみが必要な書類 《世帯につき1部》

世帯状況	必要書類
申請対象の子どもが初めて、三豊市内の 保育施設等を利用する場合	「マイナンバー提供書」 ※申請者の確認書類の提示(又は写しを提出)してください。
ひとり親世帯	以下の①～③のいずれかの写し一つ ① 児童扶養手当受給者証書 ② 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③ 婚姻していないことが確認できる戸籍謄本
生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
在宅障がい児(者)のいる世帯 (子ども本人・保護者・きょうだい)	以下の①～③のいずれかの写し一つ ① 身体、精神障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 特別児童扶養手当証書
令和8年1月1日に海外に住所があった 保護者がいる方	令和7年中(R7.1.1～R7.12.31)の所得を確認できる書類
三豊市内に住所がない保護者の方 (転入予定・単身赴任等)	以下のいずれかの写し一つ ① マイナンバーカード ② マイナンバー入りの住民票

9. 申し込みから利用までの流れ

年度当初（4月）からの利用希望の場合



申込取下や内容変更(希望施設変更等)を希望される方は、保育幼稚園課までご連絡ください。

～ 結果通知について ～

《4月入所の選考》

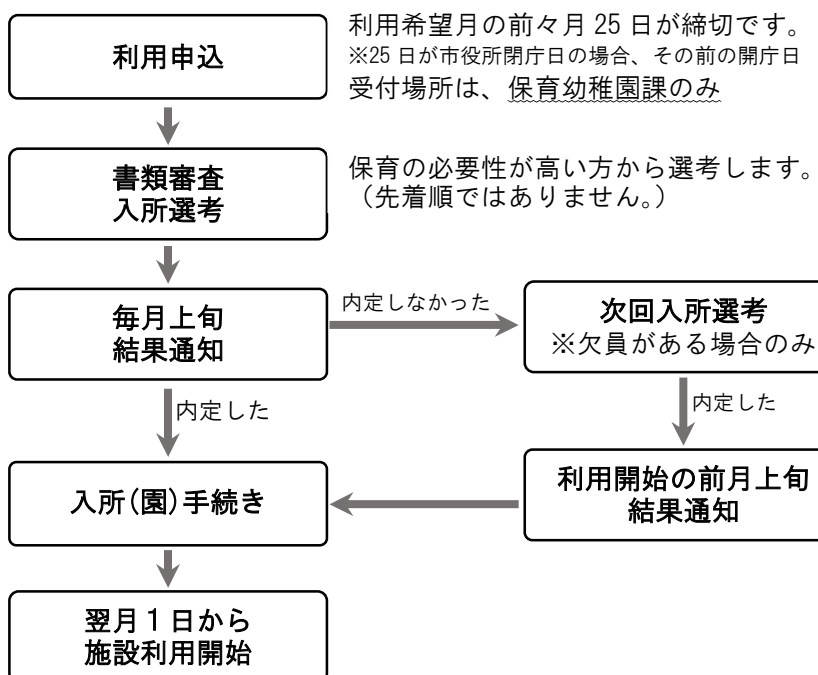
- ・ 1次募集選考で内定した場合
⇒ 通知あり
- ・ 1次募集選考で内定しなかった場合
⇒ 通知あり
⇒ 2次募集選考の対象
- ・ 2次募集選考で内定した場合
⇒ 通知あり
- ・ 2次募集選考が初回で内定しなかった場合
⇒ 通知あり
- ・ 2次募集選考で再度内定しなかった場合
⇒ 通知なし

《5月以降の入所選考》

- ・ 空きを待つ*1を選択された方は翌月以降も選考対象となるが、2次募集同様に内定しなかった場合は、通知しません。

*1「教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書」【裏面】の項目「保育施設等の空きを待つ」を選択した方

年度途中（5月以降）からの利用希望の場合



10. 入所（園）選考について



- (1) 三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱規則の施設等利用選考基準に基づき選考します。
現在利用している施設でも、必ずしも継続利用できるとは限りません。
- (2) 選考は、「教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」に記された“利用希望施設”のみを対象とします。
利用希望施設は、複数記入されることをおすすめします。
- (3) 施設の受入可能人数に達した場合などは、入所（園）できないことがあります。
また、第1希望の施設に入所（園）できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 保育料に滞納がある場合（過去の滞納分を含む）は、選考に影響することがあります。
- (5) 入所（園）の優先順位は、「基準点数」と「調整点数」を合計した点数の高い順に決定します。
同じ点数の方が複数いる場合は、「順位表」に基づいて選考します。
※詳細な点数や順位表は以下をご覧ください。
・次の表は「基準点数表」、次ページに「調整点数表」と「順位表」を掲載しています。

【基準点数表】※保護者ごとの点数を合算

要件		保護者（父母）が保育できない理由、状況等	基準点数
1	就労 ただし、就労予定 (内定)は-1とする。	1か月の就労時間が140時間以上	10
		1か月の就労時間が100時間以上140時間未満	8
		1か月の就労時間が60時間以上100時間未満	6
2	妊娠・出産	産前産後の休養を要する(分娩予定月の前後2か月(合計5か月間))	8
3	疾病等	疾病等により長期入院又は入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難である場合	10
		居宅内で疾病等(常時病臥又は精神性)により保育が常時困難である場合	10
		疾病等により居宅内で一般療養の状態にあるため保育が困難である場合	8
4	障がい	次の手帳の交付を受けていて保育が常時困難である場合 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A・○A ・精神障害者保健福祉手帳1・2級	10
		次の手帳の交付を受けていて保育が常時困難である場合 ・身体障害者手帳3・4級 ・療育手帳B・○B ・精神障害者保健福祉手帳3級	8
		身体障害者手帳5・6級の交付若しくは診断書又は医師の意見書により保育が困難である場合	6
5	介護・看護	家族等の介護・看護、病院等の付き添いのため保育が常時困難である場合	10
		家族等の自宅療養のため保育が困難である場合	6
6	災害	火災等による家屋の損傷その他の災害の復旧のため保育が困難である場合	10
7	求職	仕事を探すため、又は起業準備のために常時外に出掛けている場合 (保育期間は90日を経過する日の月の末日まで)	4
8	就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	1就労を 準用
9	虐待・DV	児童虐待、配偶者からの暴力等により保育が困難	10
10	継続利用	育児休業中に育児休業に係る子ども以外の就学前の子どもが保育所又は幼稚園の預かり保育を利用し、引き続き利用が必要と認められる場合	6
11	その他	児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	1～10 ※1

※1 当該子ども・世帯の状況に応じて、市長が判断する



【調整点数表】※世帯の状況に応じて調整

内容		点数
1	在籍施設が認定こども園へ移行した場合	20
2	ひとり親世帯の場合	12
3	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童の場合	5
4	保護者が保育士等として、教育・保育施設等で勤務している場合、又は勤務予定である場合	3
5	産休・育休期間明けて、職場復帰しなければならない場合（年度途中の入所に限る。）	3
6	生活保護世帯である場合	2
7	社会的養護が必要である場合（虐待、DV等の恐れ、里親家庭）	2
8	子どもに障がいがある場合	2
9	兄弟姉妹と同一の保育所等に申請する場合	2
10	多胎児である場合	2
11	利用年度において保護者のいずれかが単身赴任する場合	2
12	同一認定こども園内で1号認定から2号認定へ転籍する場合（求職活動を除く。）	2
13	申請年度において生計中心者が失業している場合	1
14	添付書類等が正当な理由なく期日までに提出がなかった場合	-2
15	保育料未納者（未納が3か月以上あり、かつ納付の相談が無い場合又は未納保育料の納付約束を履行しない場合（卒園児を含む。））	-5

【順位表】※同点だった場合の優先順位

優先度	優先する基準
1	保護者が市内施設で保育士等として教育・保育施設等で勤務している場合、又は勤務予定である場合
2	保護者が市外施設で保育士等として教育・保育施設等で勤務している場合、又は勤務予定である場合
3	保育料の滞納がないこと並びに市税及び付帯する延滞金の滞納がないこと。
4	ひとり親世帯
5	基準点数表の優先順位 ①虐待・DV ②災害 ③疾病 ④就労 ⑤障がい ⑥介護・看護 ⑦妊娠・出産 ⑧就学 ⑨求職 ⑩継続利用
6	希望順位が高い。
7	希望施設と同一地域に居住している。（同一町内）
8	中学生以下の子どもの人数が多い世帯
9	保育料算定年度の保育料算定者の合計所得額が低い世帯を優先する。

1 1. 退所（園）について

- (1) 「転出」や「保育の必要がなくなった」などの理由で退所（園）する場合は、退所（園）する日の2週間前までに必ず利用施設又は保育幼稚園課に届出してください。
- (2) 入院や母親の里帰り出産などに伴う2か月を超える長期の欠席は、退所（園）をお願いしています。再び保育施設等の利用を希望する場合は、利用申込が必要です。施設の空き状況によっては、同じ施設を利用できない場合もあります。

1 2. 家庭状況などの変更に伴う届出について

利用申込後に、家庭状況に変更があった場合は、速やかに利用施設又は保育幼稚園課に届出してください。

変 更 例	届 出
保育時間の変更が必要な場合 (標準時間⇄短時間)	届出があった翌月からの変更となります。 変更申請は毎月20日が締切です。
保育を必要とする事由に変更があった場合	
仕事を退職、又は就職が決まった場合 勤務先の変更、勤務内容に変更があった場合	※20日が市役所閉庁日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。
三豊市外へ転出する場合	転出する日程が決まり次第、速やかに届出してください。
三豊市内で住所を変更した場合	変更があれば速やかに届出してください。
氏名に変更があった場合	
その他家庭状況に変更があった場合 (妊娠、婚姻、離婚など)	

13. 保育料について

0歳児～2歳児 保育施設等保育料一覧表による
3歳児～5歳児 無料

- (1) 公立保育所、私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所も保育料に差はありません。
- (2) 保育料は、保護者の市民税所得割額の合計額で算定し、保育時間認定区分により決定します。
- (3) 令和9年4月分から8月分の保育料は、令和8年度の市民税所得割額で算定します。
9月分から令和10年3月分の保育料は、令和9年度の市民税所得割額で算定します。
- (4) 保護者(原則として両親)の収入合計額が103万円未満の場合で、保護者が同居親族の税法上の非扶養者である場合、同居親族も保育料の算定対象となります。
市民税所得割額の変更等により保育料が変更となる場合は、その旨通知します。
- (5) 税が未申告、税関係書類が未提出の場合、保育料は第8階層になります。
- (6) 満3歳以上で、1号又は2号認定を受けた子どもは、保育料が無料です。
ただし、満3歳に達して2号認定を受けた年度の保育料は、3号認定(2歳児)の額を適用します。
- (7) 保育料は、保育施設等を利用している期間、毎月納めていただきます。
毎月25日(金融機関が休業日の時は翌営業日)に届出の預金口座から当月分を振替いたします。
※ 私立認定こども園・小規模保育事業所は、施設へお支払いいただきます。各施設へお問い合わせください。
- (8) 保育料の未納が3か月を超える場合には、児童手当から天引きさせていただくこともあります。
- (9) 保育料は、保護者等扶養義務者に負担していただくもので、利用と同時に納付義務が生じます。



◆ 令和9年度 三豊市保育施設等保育料(0～2歳児)

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)	
階層区分	定 義		標準時間認定	短時間認定
第1	生活保護法による被保護世帯など		0円	0円
第2	第1階層を除き、市民税非課税世帯		0円	0円
第3	市民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	12,000円	11,800円
第4		97,000円未満	23,500円	23,100円
第5		169,000円未満	35,000円	34,400円
第6		301,000円未満	44,000円	43,300円
第7		397,000円未満	45,000円	44,200円
第8		397,000円以上	45,000円	44,200円

《備考》

- ・市民税所得割額の計算には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除の適用はありません。
- ・保育施設又は幼稚園等に通っている子どもが2人以上いる場合は、2人目の保育料が半額になります。
- ・現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもは、保育料が免除になります。
- ・市民税所得割額が57,700円未満の場合は、現に扶養している子どものうち第2子の保育料が半額になります。

「ひとり親世帯」又は「子ども本人・きょうだい・保護者で障害者手帳等をお持ちの方がいる世帯」で、第3、4階層(市民税所得割額が77,101円未満)の場合 ※ 第2子以降の保育料は免除		
各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)	
	標準時間認定	短時間認定
第3	5,500円	5,400円
第4 (市民税所得割額が77,101円未満の世帯)	9,000円	9,000円

◆ 口座振替ができる金融機関

- ・香川県農業協同組合
- ・香川銀行
- ・香川県信用組合
- ・百十四銀行
- ・観音寺信用金庫
- ・四国労働金庫
- ・高松信用金庫
- ・中国銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・西日本信用漁業協同組合連合会

◆ 保育料以外の主な経費(公立)

- ・給食費…無料(私立は主食費上限:月額1,200円、副食費上限:月額4,900円までが無料)
- ・日本スポーツ振興センター会費(災害共済)…年額200円～240円(施設の形態による)
- ・その他…保護者会費(月額300円～500円)、絵本代(月額400円程度)

※私立保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所の保育料以外に必要な経費は、各施設にお問い合わせください。

14. 育児休業中の保育施設等利用の取扱いについて



(1) 育児休業中に職場復帰のため新規で利用申込する場合

育児休業中に利用が決定した場合、利用月の翌月中旬までに職場復帰することが利用の条件となります。

(例) 令和9年4月1日から利用 ⇒ 令和9年5月15日職場復帰

(2) 施設利用中に新たに生まれた子どもの育児休業を取得する場合

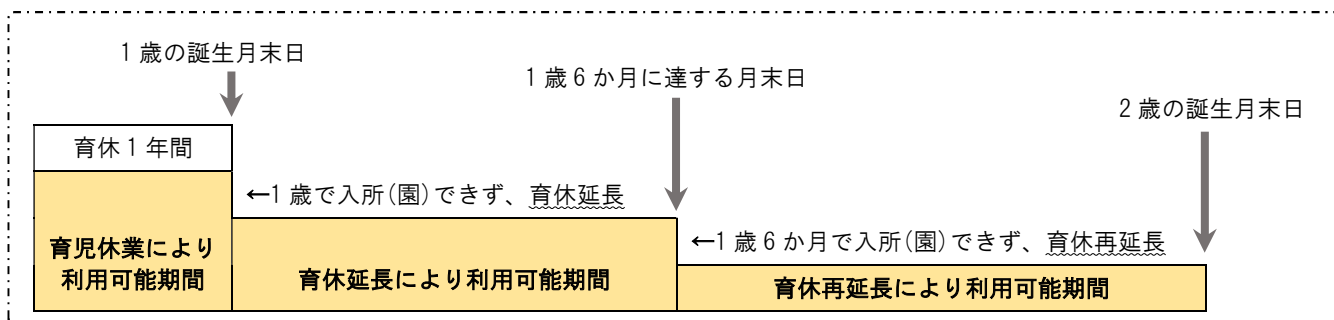
施設利用中の子どもの環境の変化に配慮し、原則、生まれた子どもが1歳に達する月の末日まで育児休業を取得しながら利用することができます。

育児休業期間が生まれた子どもが1歳に達する月より短い場合は、育児休業終了月の末日まで育児休業を取得しながら利用することができます。

育児休業期間が生まれた子どもが1歳に達する月より長い場合は、1歳に達する月の末日まで育児休業を取得しながら利用することができます。

(3) 生まれた子どもが1歳に達する月の末日を超えても、入所(園)できなかった場合

- 1歳の誕生月の利用申込をしたが、入所(園)できず、育児休業を1歳6か月まで延長した場合
⇒ 1歳6か月に達する月の末日まで延長することができます。
- 1歳6か月の誕生月の利用申込をしたが、入所(園)できず、育児休業を2歳まで延長した場合
⇒ 2歳に達する月の末日まで再延長することができます。
- 1歳の誕生月に、上の子どもが5歳児クラスを利用している場合
⇒ 育児休業を1年超えても年度末まで利用できます。



※ 利用申込をしたが利用できず育児休業を延長し、育児休業給付金の支給期間を延長する場合、「市が発行する入所保留通知書」と「利用申込書の写し」が必要です。
申し込み後は、提出された利用申込書の写しをお渡しすることはできません。
提出前にご自身で写しを取って保管するようにしてください。
なお、育児休業給付金の詳細については、お勤め先又はハローワークにお問い合わせください。

(4) 育児休業から職場復帰する場合

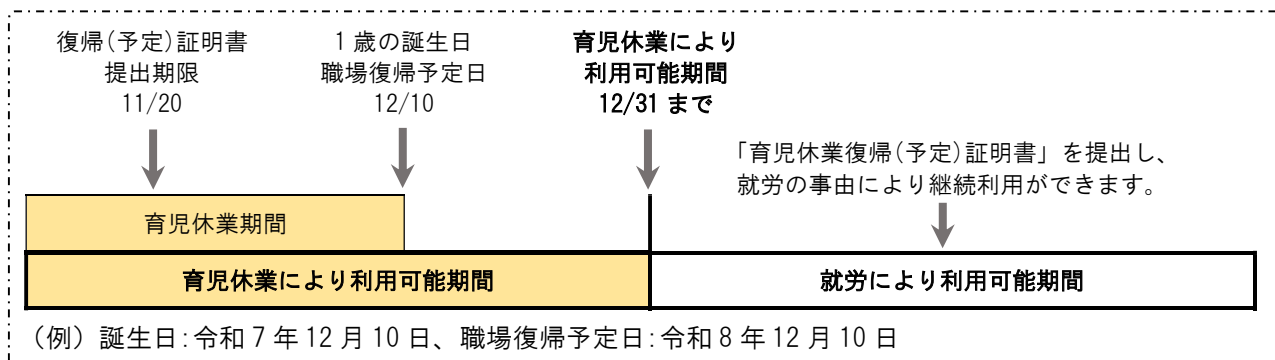
育児休業から復帰する場合は「育児休業復帰(予定)証明書」を提出してください。

① 職場復帰のため、新規で利用する場合

利用開始月の20日(20日が閉庁日の場合はその前の開庁日)までに、利用施設又は保育幼稚園課に提出してください。

② 育児休業で施設を利用中で、職場復帰する場合

職場復帰月の前月20日(20日が閉庁日の場合はその前の開庁日)までに、利用施設又は保育幼稚園課に提出してください。また、保育時間を標準時間へ変更が必要な場合は「教育・保育給付認定変更申請書」を併せて提出してください。



15. 保育施設等の利用受付期間一覧

入所希望月		申込期間		受付場所	結果通知 (予定)
		開始	終了		
4月	1次募集	令和8年11月2日	令和8年11月20日	利用希望の保育施設等 又は 保育幼稚園課(市役所3階)	令和9年1月末頃
	2次募集 *1	令和8年12月1日	令和9年2月5日	保育幼稚園課 (市役所3階)	令和9年2月末頃
5月	令和8年12月1日		令和9年3月25日	保育幼稚園課 (市役所3階)	令和9年4月上旬
6月			令和9年4月23日		令和9年5月上旬
7月			令和9年5月25日		令和9年6月上旬
8月			令和9年6月25日		令和9年7月上旬
9月			令和9年7月23日		令和9年8月上旬
10月			令和9年8月25日		令和9年9月上旬
11月			令和9年9月24日		令和9年10月上旬
12月			令和9年10月25日		令和9年11月上旬
1月			令和9年11月25日		令和9年12月上旬
2月			令和9年12月24日		令和10年1月上旬
3月			令和10年1月25日		令和10年2月上旬

*1 1次募集で欠員があった場合のみ、2次募集者の選考をします。

16. 0歳児の月齢による受入可能月一覧



【小規模保育園ひまわり】

生後57日目(8週間目の翌日)から受入可能

<例>令和9年3月1日出生 ⇒ 令和9年4月27日から受入可能

受入可能月	生後2か月を経過した翌月から 受入可能な施設	生後3か月を経過した翌月から 受入可能な施設	生後8か月を経過した翌月から 受入可能な施設
	・虹ヲわたり ・小規模保育園おひさまランド	・めみか保育園 ・高瀬南部こども園(仮称) ・スマはび丘の上 station ・松崎こども園 ・小規模保育園つぼみ ・スマはび保育園茶々station ・スマはび保育園空と海 station	・公立保育所 (高瀬南部こども園(仮称)、松崎こども園を除く) ・仁尾こども園 ・財田こども園
4月	令和9年1月生まれ	令和8年12月生まれ	令和8年7月生まれ
5月	令和9年2月生まれ	令和9年1月生まれ	令和8年8月生まれ
6月	令和9年3月生まれ	令和9年2月生まれ	令和8年9月生まれ
7月	令和9年4月生まれ	令和9年3月生まれ	令和8年10月生まれ
8月	令和9年5月生まれ	令和9年4月生まれ	令和8年11月生まれ
9月	令和9年6月生まれ	令和9年5月生まれ	令和8年12月生まれ
10月	令和9年7月生まれ	令和9年6月生まれ	令和9年1月生まれ
11月	令和9年8月生まれ	令和9年7月生まれ	令和9年2月生まれ
12月	令和9年9月生まれ	令和9年8月生まれ	令和9年3月生まれ
1月	令和9年10月生まれ	令和9年9月生まれ	令和9年4月生まれ
2月	令和9年11月生まれ	令和9年10月生まれ	令和9年5月生まれ
3月	令和9年12月生まれ	令和9年11月生まれ	令和9年6月生まれ

17. 記入例

(1) 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

申込される方は全員、提出が必要です。

【表面】

記入例

様式第1号（第3条関係）

（幼稚園・認定こども園・保育施設）教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書

（宛先）三豊市長

次の①～④に同意し、三豊市保育施設等利用案内の内容を理解した上で、必要な書類を添えて申し込みます。

①「子どもための教育・保育給付の支給に関する事務」のため、世帯員及び扶養義務者に関して、市区町村民税課税状況や住民基本台帳等必要な公簿の照会調査等を行うこと。

②適正な支給認定や保育利用のため、関連機関や他市区町村から資料等取得し、又は求めに応じ資料等を提供すること。

③申込内容及び必要書類について確認を行った上で申込みをし、不備・不足等があった場合は、自己の責任において解決すること。

なお、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、教育・保育給付支給認定及び保育所等の利用決定が取消し（退所・退園）となる場合があること。

④利用者負担額の未納が3か月を超えて続く場合は、児童手当より納付すること。

なお、滞納が続く場合は、滞納処分の手続を定めた関係法令の規定により、差押えなどの処分を行う場合があること。

①から④に同意の上
お申し込みください。

提出日	令和 08 年 11 月 05 日	代表保護者氏名（通知先宛名）	氏 三豊 名 花子
-----	-------------------	----------------	-----------

1. 申請対象の子どもに関する情報			
(フリガナ)	ミトヨ	ジロウ	生年月日、分娩予定年月日等
氏名	三豊	二郎	令和 05 年 07 月 11 日 生・予定 第 3 子
			令和 9 年 4 月 1 日時点の年齢 3 歳児クラス
			性別 ☒ 男 ☐ 女

幼稚園と保育施設を
両方希望できる

2. 入所を希望する施設、保育必要量等			
利用希望施設 (事業所)名	第1希望 〇〇保育所	第2希望 △△こども園	第3希望 □□幼稚園
認定区分/ 保育必要量	☒ 1号認定（幼稚園・こども園 幼稚園枠） ☒ 2号・3号認定（保育施設・こども園 保育所枠）		
利用希望期間	令和 09 年 04 月 01 日から ☐ 就学前まで（1号認定申請者） ☒ 令和 10 年 03 月 31 日まで		
	現在、利用している ☐ 無 ☐ 有 保育施設等の有無 (施設名称:)		

いずれかを選択
※「求職活動」と「育児休業中」の利用は短時間

2号・3号は毎年度の申し込みが必要です。

3. 世帯員の状況			
父	氏名	ミトヨ	タロウ
	生年月日	〇 年 〇 月 〇 日	〇 年 〇 月 〇 日
母	氏名	ミトヨ	ハナコ
	生年月日	〇 年 〇 月 〇 日	〇 年 〇 月 〇 日
日中の連絡先 (電話番号)		① 090-1234-5678 ② 080-8765-4321	
申請対象の子どもを除く扶養されている子ども（別居含む。）の状況		※令和9年(2027年)4月1日時点の状況についてご記入ください。	

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

市外の場合は
市区町村名を記入

子どもとの続柄	氏 名	生年月日	同居・別居	就園、就学等の状況
兄	三豊 一郎	平成 〇 年 〇 月 〇 日	☐ 同居 ☐ 別居	保育施設等: ☐ 利用中 ☐ 申込中 ☐ 家庭保育 ☒ 学生 ☐ その他
姉	三豊 美子	平成 〇 年 〇 月 〇 日	☐ 同居 ☐ 別居	保育施設等: ☒ 利用中 ☐ 申込中 ☐ 家庭保育 ☐ その他

住民票が別であっても、保護者が扶養しているきょうだい(大学生等)がいれば記入

同居(同一住所)の祖父母等の状況					
子どもとの続柄	氏 名	生年月日	子どもとの続柄	氏 名	生年月日
祖父	三豊 ユタカ	大昭 〇 年 〇 月 〇 日	おば	三豊 桃子	大昭 〇 年 〇 月 〇 日
祖母	三豊 サチ	大昭 〇 年 〇 月 〇 日			

該当する場合は☒し、確認書類を添付

4. 世帯の状況 ※該当の場合はそれが確認できる書類を添付してください。			
生活保護の適用の有無	☒ 無 ☐ 有(保護開始日 年 月 日)	ひとり親世帯の適用の有無	☒ 無 ☐ 有
障害者手帳等の所持の有無	☒ 無 ☐ 有(続柄: 氏名:)	(母親の状況) 出産予定の有無	☐ 無 ☒ 有
			出産予定日: 令和 09 年 〇 〇 月 〇 〇 日

妊娠している場合は、分娩予定日を記入

《裏面にもご記入ください。》

※1号認定(幼稚園)のみを申請する場合は、下記項目6のみご記入ください。5・7の項目は記入不要です。

受付番号

5. 保育を必要とする事由

当てはまる事由の番号を記入

(続柄) 父	1	【当てはまる番号を左欄に記入してください。】 1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障がい 4. 介護・看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・DV 9. 育児休業中 10. その他
(続柄) 母	1	

①育児休業中に利用申込をする方へ…該当する項目に☑を付けてください。

育児休業中に利用申込する場合は、該当項目に☑

☒職場復帰するため、就労の事由で申し込む。 ※入所(園)月の翌月中旬までに職場復帰していただくようになります。☐育児休業中に利用している子どもの継続利用を申し込む。 ※原則、新たに生まれた子どもが1歳になるまでのご利用となります。

②きょうだいで同時に利用申込をする方へ…該当する項目に☑を付けてください。

きょうだいで同時に利用申込する場合は希望する項目に☑

☐同じ時期に、同じ施設への入所を希望(同時期・同施設のみ希望) ☒同じ時期に、別々の施設でも入所を希望(同時期最優先)☐別々の時期でも、同じ施設への入所を希望(同施設 最優先) ☐別々の時期でも、別々の施設でも入所を希望(入所 最優先)

6. 子どもの健康状態等

アレルギー、既往歴・持病、発達に関することについて

アレルギー	☐ 無	☒ 有(卵、牛乳)
病歴・持病等	☒ 無	☐ 有()
発達に関する相談	☐ 無	☒ 有 □療育に通っている(通所先:) 診断名等:) ☒ 病院に相談している(相談先: ●●病院 相談内容: 言葉の発達について)
その他	保育施設等の利用に当たり、健康上又は発育上、心配な点があればご記入ください。 言葉の発達に遅れがあり、集団生活に馴染めるか心配	

7. 入所(園)できなかった場合の保育について

利用できなかった場合の保育について☑

☐今年度は保育施設等の利用を希望しない。☒保育施設等の空きを待つ。

※入所できるまでの保育について選択してください。

☒育児休業を延長する予定☐一時保育を利用する予定☐認可外保育施設を利用する予定☐その他()

〈添付書類の確認〉 ※提出前に必ずご確認ください。

提出前に添付書類を確認し、該当項目に☑

①該当する方のみが必要な書類 ※転入予定の方は予定日、住所を記入してください。

	対象となる事柄	添付書類	保護者確認欄		受領確認欄	
1	申請対象の子どもが初めて、三豊市内の保育施設等を利用する場合	「マイナンバー提供書」 ※提出時に、申請者の確認書類を提示(又は写しを提出)してください。	☒		☐	
2	ひとり親家庭の場合	以下の①～③のいずれかの写し一つ ①児童扶養手当受給者証書 ②ひとり親家庭等医療費受給資格者証 ③婚姻していないことが確認できる戸籍謄本	☐		☐	
3	生活保護を受給している場合	生活保護受給者証の写し	☐		☐	
4	在宅障がい児(者)のいる場合 (子ども本人・保護者・きょうだい)	以下の①～③のいずれかの写し一つ ①身体、精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書	☐		☐	
5※	三豊市内に住所がない保護者の場合 (転入予定・単身赴任等)	以下の①～②のいずれかの写し一つ ①マイナンバーカード ②住民票(個人番号記載有) 転入予定日: 年 月 日 (転入予定住所:)	父	母	父	母
			☐	☐	☐	☐

②【2・3号認定(保育所)申請者のみ】

未転入の場合は転入予定日を記入

	保育を必要とする事由	添付書類				
1	就労	就労証明書	☒	☒	☐	☐
2	妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と分娩予定日の確認できるページ)	—	☒	—	☐
3	疾病・障がい	診断書又は障害者手帳の写し	☐	☐	☐	☐
4	介護・看護	状況申立書、診断書等				
5	災害復旧	罹災証明等				
6	求職活動	求職活動申出書	☐	☐	☐	☐
7	就学	在学証明書及び就学時間が確認できる書類(時間割等)	☐	☐	☐	☐
8	虐待・DV	それが確認できる書類	☐	☐	☐	☐
9	育児休業中	就労証明書	☐	☐	☐	☐
10	その他	それが確認できる書類	☐	☐	☐	☐

就労かつ妊娠・出産の両方に該当する方は【就労証明書】と【母子手帳の写し】の両方を提出

※この認定申請書兼利用申込書で知り得た情報は、保育施設等利用申込事務のほかには使用いたしません。

市記載欄	認定事由	認定終了日	令和 年 月 日	受付日	令和 年 月 日	受付者
------	------	-------	----------	-----	----------	-----

(2) マイナンバー提供書

申請対象の子どもが初めて市内の保育施設等を利用する場合、提出が必要です。

申請者（保護者）のマイナンバーの確認が必要になります。

保育幼稚園課、公立施設へ提出する場合は、マイナンバーカード等の確認書類をご持参ください。

私立施設へ提出する場合は、マイナンバーカード等の確認書類の写しをご提出ください。

記入例

★現在、三豊市内の保育施設等を利用していない方は、提出が必要です。

マイナンバー提供書（子ども・子育て支援法の給付認定等申請用）

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の申請手続に係るマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号をいう。以下同じ。）について、利用目的に同意のうえ、以下のとおり提供します。

認定申請対象子ども ※きょうだいで申請の場合は、上の子について記入してください。

児童氏名	生年月日
フリガナ ミトヨ ジロウ	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
三豊 二郎	
（希望又は利用）施設名	
〇〇保育所	

※続柄は、認定申請対象子どもからみた続柄

1. 認定申請に係る保護者

上記認定申請対象子どもの保護者を、

申請者	続柄	保護者氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号）
☐	父	フリガナ ミトヨ タロウ 三豊 太郎	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	11111111111111
☒	母	フリガナ ミトヨ ハナコ 三豊 花子	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	22222222222222

申請者住所 **三豊市高瀬町下勝間2373-1**

三豊市におけるマイナンバー利用目的

提供していただいたマイナンバーは、子ども・子育て支援法による以下の事務にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- ①子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
- ②子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務
- ③地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

申請者（保護者）のマイナンバーの確認が必要。

- ・保育幼稚園課、または公立施設へ提出する場合は、マイナンバーカード等の確認書類の提示が必要。
- ・私立施設に提出する場合は、確認書類の写しの提出が必要

申請者以外（代理人）が持参する場合は、裏面の委任状の記入が必要。

申請者のみ
確認書類が
必要です。

代理人の
身元確認書類
が必要です。

2. 認定保護者と同一生計の世帯員

上記1で記載した保護者と同一生計の世帯員（認定申請対象子ども及び同居（世帯分離している場合を含む。）の祖父母等を含む。）を記入してください。

続柄	世帯員氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号）
本人 （対象子ども）	三豊 二郎	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	33333333333333
兄	三豊 一郎	大昭 平○ ○ 年 ○ 月 ○ 日	44444444444444
姉	三豊 美子	大昭 平○ ○ 年 ○ 月 ○ 日	55555555555555
祖父	三豊 ユタカ	大昭 平○ ○ 年 ○ 月 ○ 日	66666666666666
祖母	三豊 サチ	大昭 平○ ○ 年 ○ 月 ○ 日	77777777777777
		大昭 平○ 年 月 日	
		大昭 平○ 年 月 日	

保護者以外の同一生計の世帯員全員（対象子ども含む。）を記入。

別世帯であっても、保護者が扶養している兄弟姉妹（別居の大学生等含む）がいる場合は記入。

確認書類は
不要です。

＜三豊市記載欄＞

申請者

確認書類

☐ マイナンバーカード

☐ 通知カード + ☐ 運転免許証

☐ 住民票 ☐

委任状

☐ 無（郵送・封入受取・申請者持参）

☐ 有（代理人持参） + ☐ 代理人身元確認済

確認者

受付日

年 月 日

18. 三豊市内の保育施設等一覧

- ・三豊市内には私立・公立の保育所と認定こども園、私立の小規模保育事業所があり、住所にかかわらず、市内どこの保育施設等にも申し込みできます。
- ・日曜日、休日、祝日、年末年始は休所(園)します。また、事前連絡により特別に休所(園)することがあります。
- ・各施設は見学ができます。ご希望の方は、施設に直接連絡し、見学日程の調整をお願いします。

(注) 認定された保育時間(標準時間又は短時間)以外の利用は、延長保育料が発生します。

区分	公・私	施 設 名	所 在 地	電話番号 (0875)	受入年齢					開所・開園時間（注）		定員	
					0歳児			1 〜 2 歳児	3 〜 5 歳児				
					生後2か月 (5・7日)目 から	下記月齢を経過した翌月から				平日	土曜日		
						2か月	3か月	8か月					
保育所	私	めみか保育園	豊中町岡本 324 番地 1	23-6911			●	●	●	●	7:30～19:00	7:30～19:00	55
	公	高瀬中央保育所	高瀬町新名 797 番地 1	72-5986				●	●	●	7:30～18:30	7:30～12:30	140
		山本保育所	山本町大野 455 番地 2	63-3019				●	●		7:30～18:30	7:30～12:30	90
		三野保育所	三野町大見甲 3864 番地 1	72-5343				●	●	●	7:30～18:30	7:30～12:30	160
		豊中保育所	豊中町本山甲 2256 番地 1	62-2010				●	●		7:30～18:30	7:30～12:30	120
		詫間保育所	詫間町詫間 2024 番地 2	83-2143				●	●	●	7:30～18:30	7:30～12:30	120
認定こども園	私	幼保連携型認定こども園 虹ヲわたり	高瀬町比地 181 番地 1	23-6690		●	●	●	●	●	7:00～19:00	7:00～18:00	(1号)10 (2・3号)50
		幼保連携型認定こども園 スマはび丘の上 station	高瀬町上高瀬 2024 番地 2	72-0083			●	●	●	●	7:30～19:00	7:30～19:00	(1号) 5 (2・3号)45
		保育所型認定こども園 高瀬南部こども園(仮称)	高瀬町下麻 653 番地 2	74-6232			●	●	●	●	7:00～19:00	7:30～18:30	(1号) 15 (2・3号)105
	公	幼稚園型認定こども園 山本幼稚園	山本町大野 423 番地	63-3555						●	7:30～18:30	7:30～12:30	(1号) 30 (2号)120
		保育所型認定こども園 松崎こども園	詫間町松崎 741 番地 1	83-2115			●	●	●	●	7:00～19:00	7:30～18:30	(1号) 15 (2・3号)105
		幼保連携型認定こども園 仁尾こども園	仁尾町仁尾丁 636 番地 1	82-3292				●	●	●	7:30～18:30	7:30～12:30	(1号) 15 (2・3号)135
		幼保連携型認定こども園 財田こども園	財田町財田上 1417 番地 1	67-2160				●	●	●	7:30～18:30	7:30～12:30	(1号) 15 (2・3号)110
小規模保育事業所	私	小規模保育園つぼみ	豊中町本山甲 667 番地 5	23-7235			●	●	●		7:30～18:30	7:30～18:30	12
		小規模保育園おひさまランド	高瀬町羽方 349 番地 1	23-7336		●	●	●	●		7:30～18:30	7:30～18:30	12
		小規模保育園ひまわり	三野町下高瀬 1541 番地 1	73-4635	●	●	●	●	●		7:00～19:00	7:00～19:00	19
		スマはび保育園 茶々station	高瀬町下勝間 131 番地 1	24-8131			●	●	●		7:30～19:00	7:30～19:00	19
		スマはび保育園 空と海 station	三野町下高瀬 1285 番地 2	24-8105			●	●	●		7:30～19:00	7:30～19:00	19

- ・松崎こども園は運営業務を(株)小学館アカデミーに委託しています。
- ・保育所型認定こども園 高瀬南部こども園(仮称)は、令和9年4月から公私連携型での運営開始に向けて協議を進めています。